

香川県公認心理師協会 入退会及び会費に関する規程

(目 的)

第1条 この規定は、香川県公認心理師協会（以下「本会」という。）の規約第5条に定める本会の入会及び退会並びに入会及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(入 会)

第2条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 正会員の入会は、会長がその可否を決定し、本人に通知するものとする。

3 正会員の資格は、入会承認後、会費を納入した日から発生する。

第3条 本会の賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 賛助会員の資格は、入会が承認後、賛助会費を納入した日から発生する。

(退 会)

第4条 正会員又は賛助会員が退会しようとするときは、その旨を書面により会長に届け出なければならない。

2 退会に際し、未納の会費がある場合は、それを納付しなければならない。また、退会の期日に関わらず、払い込んだ会費は返還しないものとする。

(年会費)

第5条 正会員の年会費は3,000円とする。

(賛助会費)

第6条 賛助会員の賛助会費は一口5,000円とする。

附則 この規程は2019年4月1日から施行する。